

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 字の区域の廃止等

## 告 示

### 鳥取県告示第五百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から字の区域を廃止し、当該区域をもつて次のとおり町の区域を新設する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の廃止及び町の区域の新設は、昭和六十年五月七日からその効力を生ずる。

昭和六十年四月三十日

新たに画する町  
の名称

吉成南町一丁目

同上の区域の境界線  
(一) 昭和六十年一月七日現在の地番による。  
(二) 道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長又は二線の端を結ぶ直線とする。

吉成字下河原下分と吉成字下河原上分との境界線

吉成字土崎下と吉成字下河原上分との境界線

吉成字土崎下と吉成字出合との境界線

吉成字土崎下と吉成字西土崎との境界線

吉成字西土崎五六二の一、五六一の一、五六〇の一の各番と五六二の二、五六一の二、五六〇の三の各番が接する線

吉成字東土崎五五二の三、一一三二の二、一一三三の三、一一三三の一、五五二の五、五五二の一、一一三四、五五

三の五、五四七の一〇、五四七の三、五四七の一の各番と五五二の二、一一三三の二、五五二の七、五五二の六、五

五三の八、五四七の一八、五四七の一九、五四七の二〇の各番が接する線

吉成字出合五四六の一、五四六の六の各番と五四六の三が接する線

吉成字下井後六六五の一、六六五の二、六六七の一の各番と六六五の六、六六五の七、六六七の五の各番が接する線

吉成字下井後六六七の五と接する水路の西側線

吉成字長ウ子六八二の二、六八一の三一、六八一の三二、六八一の三三、六八一の三四、六八一の三五、六九二の一

〇、六九二の二の各番と六八二の六、六八三の六三、六八三の七、六九二の七の各番が接する線

吉成字長ウ子六九二の二と六九二の七が接する線と、吉成字西井手越シ六九三の二と六九三の六が接する線の二線を結ぶ線で、吉成字長ウ子六九二の三を分ける線

吉成字西井手越シ六九三の二と六九三の六が接する線

吉成字東井手越シ七一四の一、七二二の一、七二二の一、

七二二の一、

七二二の一、

七二二の一、

七二二の一、

七二二の一、

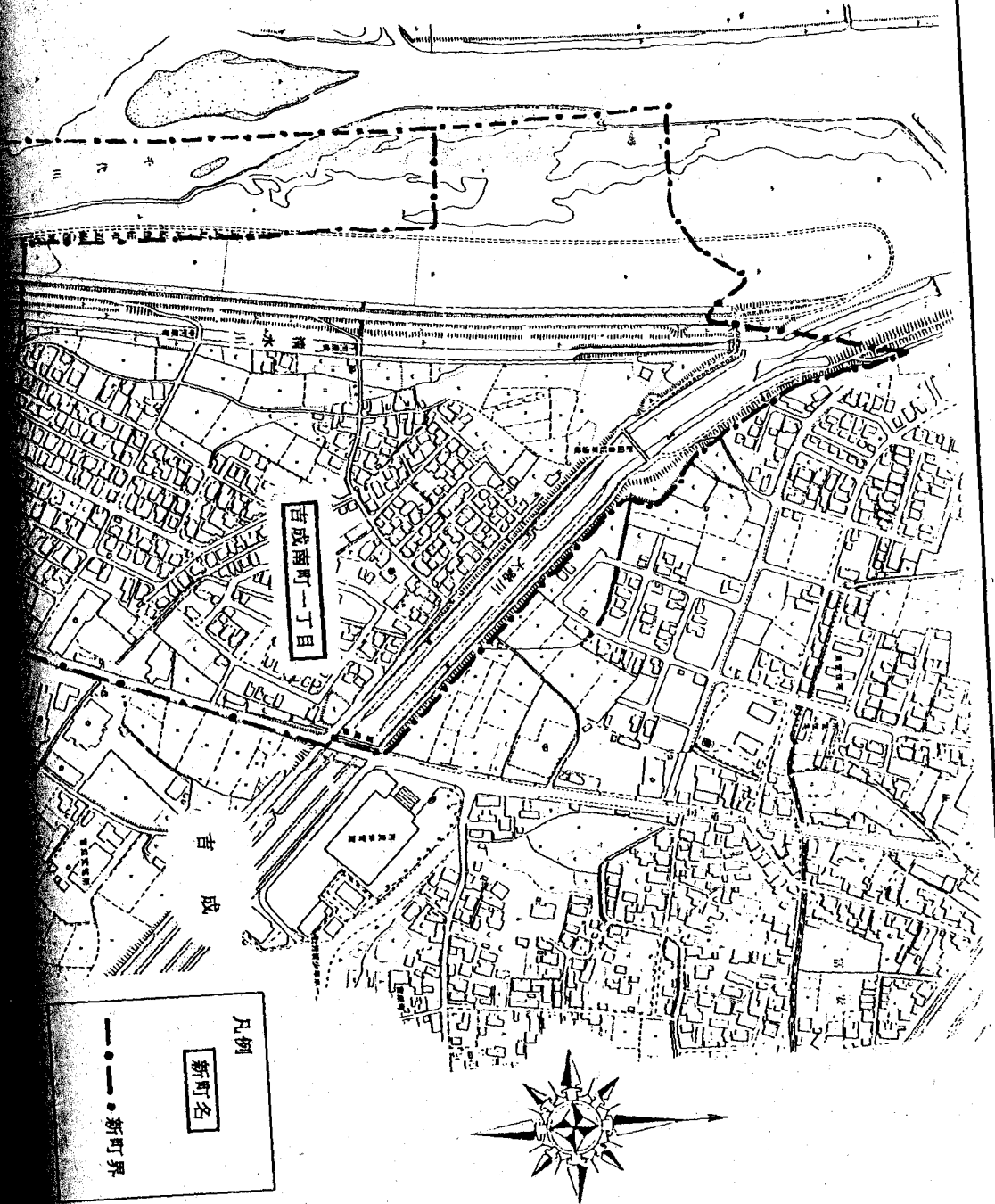
七二二の一、

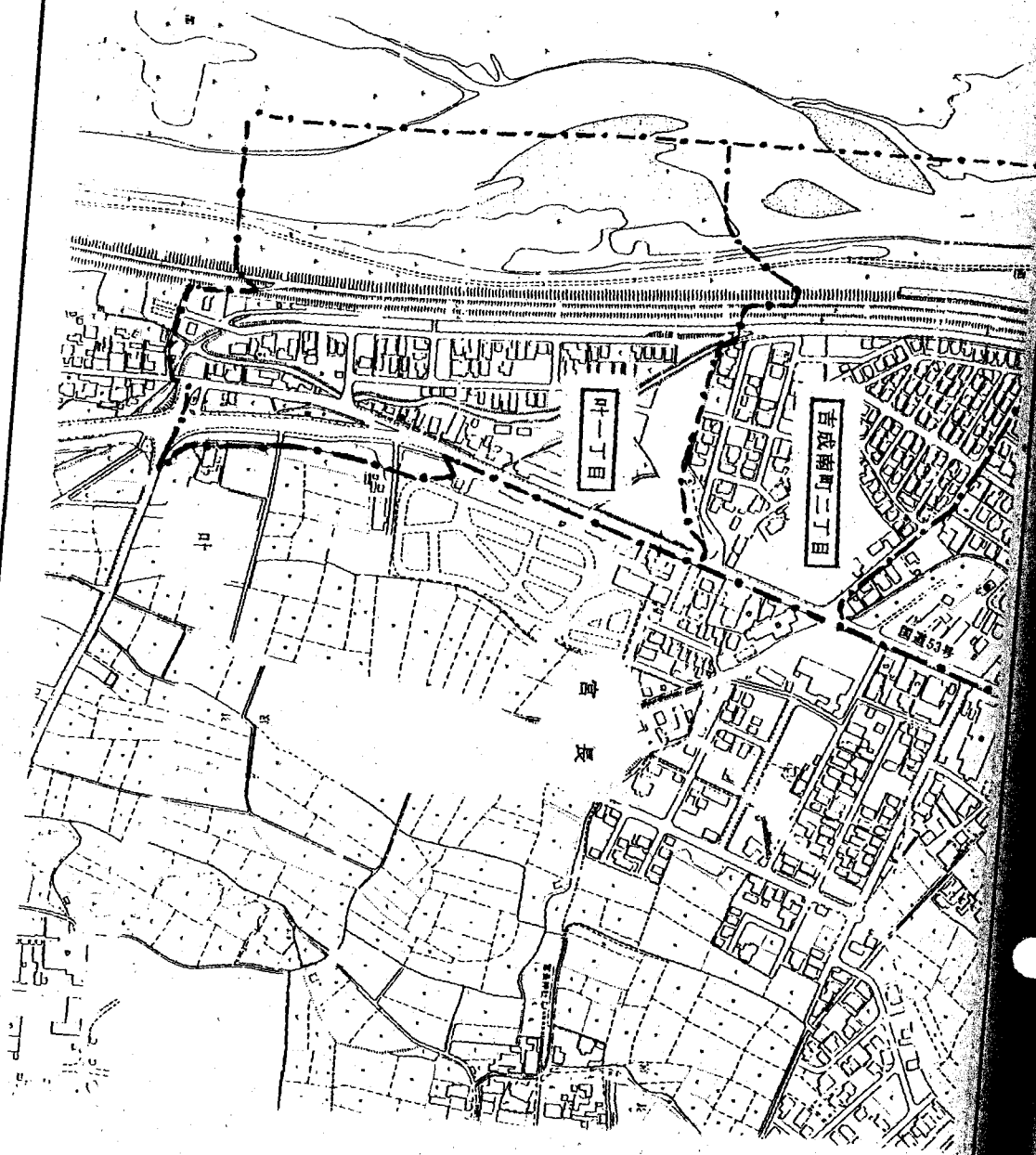
七二二の一、

七二二の一、

七二二の一、

七二二の一、





七二一の七、七二二の五、七二二の二一、七二二の二、七二二の一七の各番と七二四の三、七二二の一九、七二二の二〇、七二二の二〇、七二二の二二、七二二の九、七二二の一八の各番が接する線

吉成字東井手越シと吉成字打明との境界線

吉成字打明七二三の三、七二四の二、七二四の六、七二四の八、七二四の一〇、七二四の一三、七二四の三、七二五、七二六の一、七二六の八、七二七の一、七二七、七二九の一、七二九の四の各番と七二三の二、七二三の四、七二四の五、七二四の一、七二五の四、七二六の六、七二六の三、七二七の五、七二九の三の各番が接する線

吉成字鱒田七三一の一と七三一の二が接する線

吉成字大曲り井手添八二〇の四、七九九の二、七九九の一、七九九の八、七九九の一五、七九九の五、七九九の四一、七九九の四六、七九九の四〇、七九九の三九、七八六の九、七八六の二、七九九の一四、七八七の二の各番と七八三の三、七八四の三、七八五の三、七八六の三、七八七の三の各番が接する線

吉成字大曲り井手添八二三の七、八二三の六、八二三の一、八二三の一〇、八二三の九、八二三の八、八二三の一四、八二三の三八、八二三の三六、八二〇の一九、八二〇の一八、八二〇の一五の各番と八二三の一、八二三の三、八二三の一三、八二〇の三九、八二〇の一の各番が接する線

吉成字大曲り井手添八二〇の一五と八二〇の一が接する線と、八二〇の一三と八二〇の一が接する線の二線を結ぶ線と、八二〇の一を分ける線

吉成字大曲り井手添八二〇の一三、八二〇の三二、八二〇の一〇の各番と八二〇の一が接する線

吉成字大曲り井手添八二〇の一〇と八二〇の一が接する線と八二〇の四と八二〇の一が接する線の二線を結ぶ線と、八二〇の一を分ける線

吉成字大曲り井手添八二〇の四、八二〇の三〇の各番と八

吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇六の二、九〇六の三、

吉成南町二丁目

二〇の一、八二〇の三一の各番が接する線  
 吉成字崩レ口八一七の一〇、八一七の一、八一七の二三の各番と八一七の二二が接する線  
 吉成字崩レ口と吉成字上河原土手ノ内との境界線  
 吉成字中河原と吉成字土手ノ内井後との境界線  
 吉成字中河原と吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開との境界線  
 吉成と菖蒲との境界線

吉成字大曲り井手添八二三の七、八二三の六、八二三の一、八二三の一〇、八二三の九、八二三の八、八二三の一四、八二三の三八、八二三の三六、八二〇の一九、八二〇の一八、八二〇の一五の各番と八二三の一、八二三の三、八二三の一三、八二〇の三九、八二〇の一の各番が接する線  
 吉成字大曲り井手添八二〇の一五と八二〇の一が接する線と、八二〇の一三と八二〇の一が接する線の二線を結ぶ線と、八二〇の一を分ける線

吉成字大曲り井手添八二〇の一三、八二〇の三二、八二〇の一〇の各番と八二〇の一が接する線  
 吉成字大曲り井手添八二〇の一〇と八二〇の一が接する線と、八二〇の四と八二〇の一が接する線の二線を結ぶ線と、八二〇の一を分ける線  
 吉成字大曲り井手添八二〇の四、八二〇の三〇の各番と八二〇の一、八二〇の三一の各番が接する線  
 吉成字崩レ口八一七の一〇、八一七の一、八一七の二三の各番と八一七の二二が接する線

吉成字崩レ口と吉成字上河原土手ノ内との境界線  
 吉成字中河原と吉成字土手ノ内井後との境界線  
 吉成字中河原と吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開との境界線  
 吉成と菖蒲との境界線  
 吉成と服部との境界線  
 吉成字沖河原と吉成字中島河原との境界線  
 吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開と吉成字中島河原との境界線

三三の二の各番と八三六の二、八三六の一、八三五の七、八三二の二の各番が接する線

叶一丁目

吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇六の二、九〇六の三、九〇六の四、九〇六の一一、九〇七の三の各番と接する道路の北側線

吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇七の三、九〇七の八、九〇七の七、九〇七の六、九〇七の九、九〇七の五、九〇七の四の各番と九〇七の二が接する線

吉成字上河原土手ノ外九一三の三、九一〇の五、九一〇の三、九一〇の一〇、九一一の九、九一一の二の各番と九一〇の一六、九一〇の二、九一〇の一〇、九一二の四、九一一の一の各番が接する線

吉成字外河原八三三の一六、八三五の五、八三六の三、八三六の四、八三五の一、八三三の一〇、八三三の一、八三三の二の各番と八三六の一、八三五の二の各番が接する線

官長字井原二七七の九、二七七の一、二七七の二、二七七の八、二七七の七、二七八、二七九の一の各番と接する道路の東側線

吉成字中河原と吉成字中島河原との境界線

吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇六の二、九〇六の三、九〇六の四、九〇六の一一、九〇七の三の各番と接する道路の北側線

吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開九〇七の三、九〇七の八、九〇七の七、九〇七の六、九〇七の九、九〇七の五、九〇七の四の各番と九〇七の二が接する線

吉成字上河原土手ノ外九一三の三、九一〇の五、九一〇の三、九一〇の一〇、九一一の九、九一一の二の各番と九一〇の一六、九一〇の二、九一〇の一〇、九一二の四、九一一の一の各番が接する線

吉成字外河原八三三の一六、八三五の五、八三六の三、八三六の四、八三五の一、八三三の一〇、八三三の一、八三三の二の各番と八三六の一、八三五の二の各番が接する線

八二〇の一を分ける線

吉成字大曲り井手八二〇の四、八二〇の五の各番と八二〇の二の各番が接する線

吉成字中河原土手ノ外巻ノ荒開と吉成字中島河原との境界線

三三三の二の各番と八三六の一、八三六の二、八三五の七、八三五の二の各番が接する線

官長字井原二七七の六、二七七の五、二七七の一の各番と接する道路の東側線

叶字八反田三〇六、三〇八の各番と接する道路の東側線

叶字八反田三〇八と接する水路の北側線

叶字八反田三一の一の三、三一の一、三一の二、三三九の二、三三九の一、三三七の一、三三三、三三三の三、三三五の四、三三六の一、三三六の五、三三五の一、三三五の六、三三七の一、三二五の一、三一九の四の各番と三一四の四、三一二の三、三三九の四、三三九の三、三三七の四、三三七の三、三三七の二、三三六の二、三三六の四、三三六の三、三三五の三、三二七の四、三二五の八の各番が接する線

叶字河原口三五一の三、三五三の三の各番と三五一の二、三五三の八の各番が接する線

叶字河原口三五二の一、三四七の七、三四七の一〇、三四七の九、三四七の一、三四七の四の各番と接する道路の北側線

叶字河原口三五三の二、三五三の五、三五三の九の各番と接する道路の東側線

叶字河原口と叶字三枚との境界線

叶字茶屋敷四七一の三、四七一の一の各番と接する道路の北側線

叶字茶屋敷四七三の八と四七三の六が接する線

叶字茶屋敷四七三の九と四七三の六が接する線

叶字茶屋敷四七三の九と四七三の六が接する線

叶字外河原五四三の二と接する道路の東側線

叶字中河原と叶字外河原との境界線

叶と服部との境界線

吉成と服部との境界線